［条を加える。］

（手数料の額の認可の申請）

第三条　機構は、法第十五条第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び法第十条各号に掲げる業務に要する費用に相当する金額に関し次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一　認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費

二　認可を受けようとする手数料の額の算出方法

２　金融庁長官及び財務大臣は、前項の認可を受けようとする手数料の額が法第十条各号に掲げる業務に要する費用に相当する金額を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第六十号）の施行に伴い、並びに医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行令（平成三十年政令第百六十三号）の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
経済産業大臣　齋藤　健

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則
目次	［目次を付する。］
第一章　総則（第一条・第二条）	
第二章　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者（第三条―第三十二条）	
第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制（第三条―第二十六条）	
第二節　匿名医療保険等関連情報等との連結（第二十七条―第三十二条）	
第三章　認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者（第三十三条―第四十四条）	
第一節　認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制（第三十三条―第三十七条）	
第二節　認定仮名加工医療情報利用事業者及び提供仮名加工医療情報の取扱いに関する規制（第三十八条―第四十四条）	